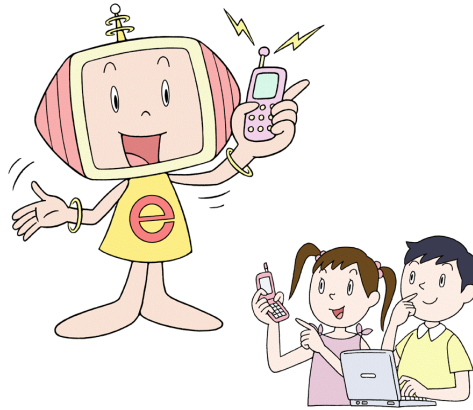


# 日進市市P連・三生推協合同講演会

## ～ネット社会の7つの常識～



2008年 1月24日

e-ネットキャラバン

講師:林 雅樹

### 目次:

- 
- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1. インターネットで広がる世界    | ● 「家庭でのネット放任主義」その1    |
| 2. ネット社会では何が起きているの？ | ● フィルタリングで有害情報をブロック   |
| ● 危ない！情報が狙われている     | 3.5 常識 5 (著作権・肖像権)    |
| ● 子どもを狙う危険な落とし穴     | 3.6 常識 6 (コンピュータウイルス) |
| ● ネット利用に必要な3つの力     | 3.7 常識 7 (ID、パスワード管理) |
| 3. ネット社会の7つの常識      | 4. 携帯インターネットの利点・欠点    |
| 3.1 常識 1 (自己責任)     | ● 親と子どもの認識のズレ         |
| 3.2 常識 2 (思いやりと謙虚さ) | ● 「家庭でのネット放任主義」その2    |
| 3.3 常識 3 (個人情報)     | ● 我が家のルールを作ろう！        |
| 3.4 常識 4 (危険なサイト)   | 5. 安心インターネットライフを！！    |
| ● 出会い系サイトに関係した事件    | 【参考】もしも困ったら・役立ちサイト一覧  |
-

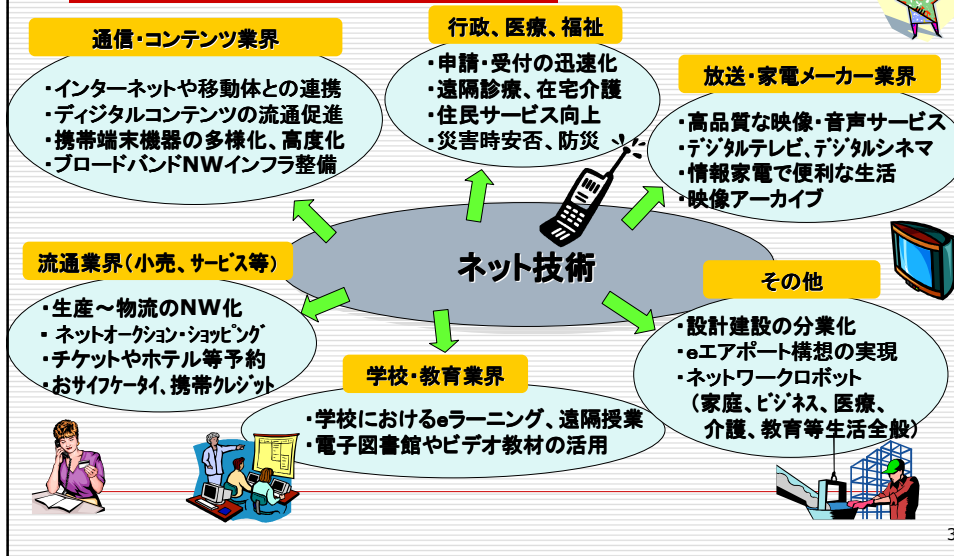
## お話しする前に三つのお願い

最後まで、次の三つのことを忘れないでください。

- インターネット技術やパソコン、携帯電話は人と人とのコミュニケーションを豊かにし、日常の生活や勉強、仕事に役立つ、便利で楽しい21世紀の文明の利器（道具）です。
- インターネットや携帯電話等を介して起きている問題の多くは、現在の日本が抱えている社会問題・家庭問題・教育問題等に根ざしており、子どもを見守り、育む大人の責任です。
- 子どもたちが使うインターネットやパソコン、携帯電話は、親の持ち物を子どもに一時貸しているものです。家庭や地域社会のルールやマナーを守るのは当然であり、私たちは社会常識を子どもに教え、守らせる義務と責任があります。

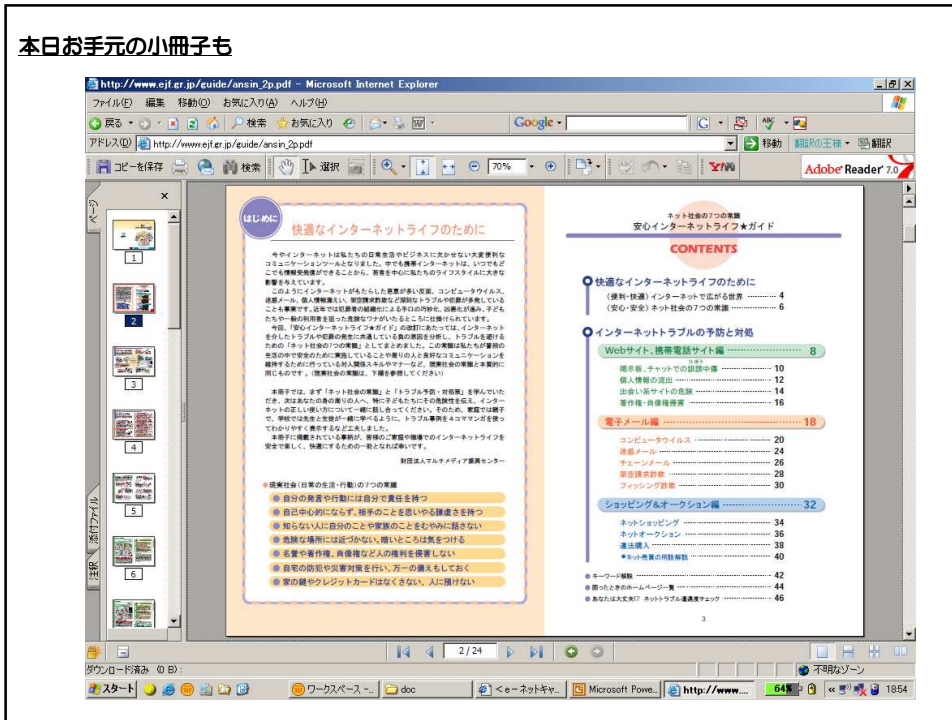
2

## 1. インターネットで広がる世界（仕事・生活）

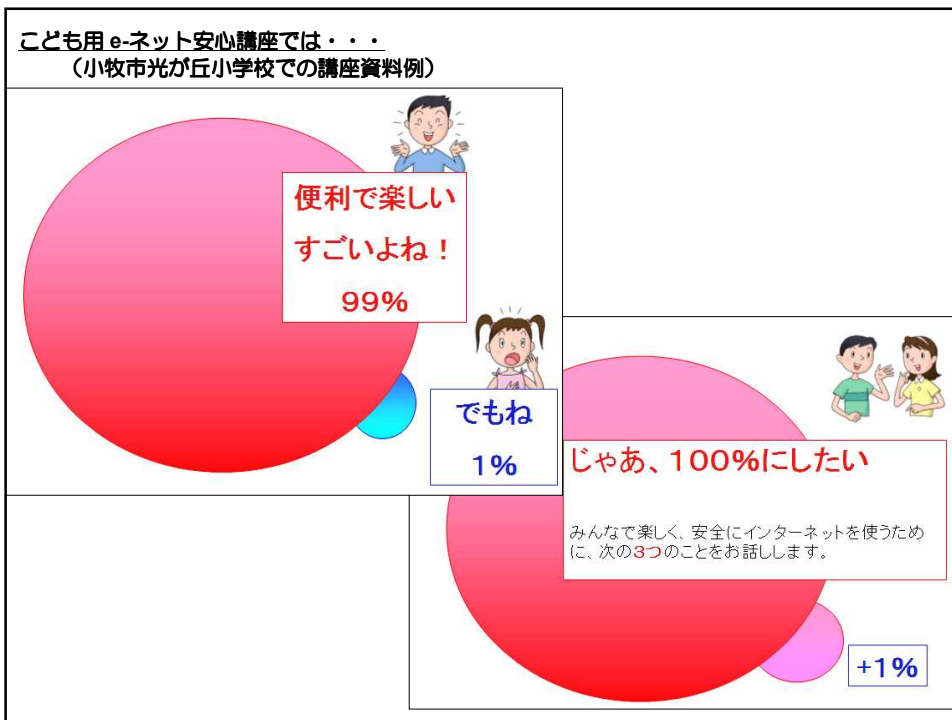


3

本日お手元の小冊子も



こども用 e-ネット安心講座では・・・  
(小牧市光が丘小学校での講座資料例)



## 2. ネット社会では何が起きているの？

インターネットやケータイは上手に正しく使うと、私たちの生活や仕事に大変役立つ便利な道具です。反面、インターネットは使い方を誤ると、又は悪意を持って使うと、大変危険な道具にもなります。ネット社会では自分自身や家族、友人を守るために全員が「ネット社会の常識と安全な使い方」を学んで実践することが必要です。

### 【自動車の交通安全とよく似ています】

私たちは自動車と道路のおかげで、好きなところへ旅行できたり、離れた場所の野菜や魚を全国に運んだりできます。でも、運転する人や歩行者が決めた交通ルールを守らないと、事故や犯罪が発生します。被害者になる場合も加害者になる場合もあります。だから、車社会では運転する人も歩く人もどちらも交通ルールとマナーをきちんと守ることが大事なのです。

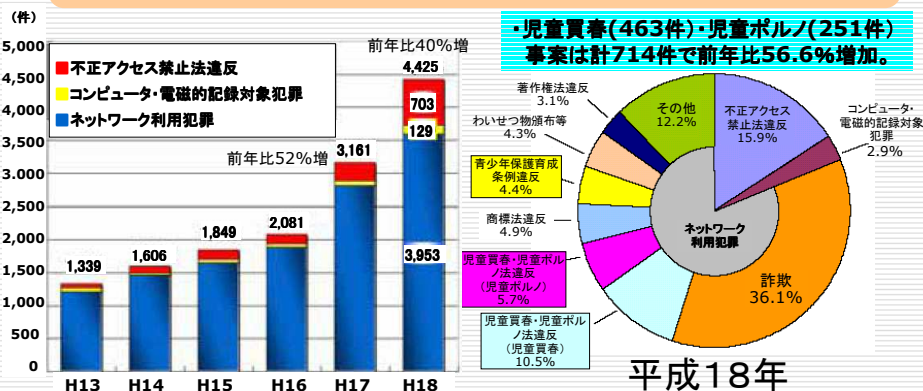
(参考)「ネット社会の常識と安全な使い方」に関するポータルサイト例  
ネット社会と子どもたち協議会HP ⇒ <http://net-society.org/index.html>

6



## 危険に気づいて！ サイバー犯罪発生状況(検挙件数)

- 検挙件数は、H18年は前年比40.0%増加、H13年から5年間で約3.3倍に。
- 児童(18歳未満)の性的被害に係る犯罪の検挙件数はH18年は978件であり、前年(666件)の約1.5倍である。不正アクセス禁止法違反は703件で、約2.5倍に。



出典:警察庁 平成19年2月22日 広報資料より

7



## 子どもを狙う危険な落とし穴

### 親が知らないうちに、見知らぬ人と悪い仲間になってしまう



- ・盗みなど悪いことをするための仲間を募る
- ・お金をもらう目的で見知らぬ大人と出会う
- ・親に内緒にしていると、万一危ない時に助けることができない。



### 文字や映像で人を傷つけたり、不幸にしてしまう

- ・掲示板に友達の悪口や個人情報を書く
- ・メールやチャットでケンカをする
- ・他人の作ったものを無断借用したり、悪意のチェーンメールを流す

### 人を巧みにだます道具になる

- ・顔をかくして相手をだますことができる(匿名性、なりすまし)
- ・善意のチェーンメールやウイルスやウソ・デマをばらまく
- ・迷惑メールや無料の会員サイトで、個人情報を集める

### 人の欲望を刺激する(違法・有害情報)

猥褻画像、出会い系悪用、麻薬や劇薬・爆発物・銃砲の製造購入・闇サイト

8



## ネット利用に必要な3つの力

- ホームページやメールの情報は正しいか嘘か、安全か危険か、使って良いか悪いかを見分ける力 **「判断力」**
- 出会い系サイトや違法・有害サイトなどへ安易にアクセスしない、ガマンできる、引き返す力 **「自制力」**
- ネットを利用して自分が行った言動で発生したトラブルや事件に対して社会的な責任を負う力 **「責任力」**

### 【子どもを見守るポイント＝ネット時代の子育て】

- ・自分の身は自分で守れること。(判断、自制、勇気ある退去)
- ・他人に迷惑や危害を加えないこと。(思いやり、常識ある行動)
- ・ネット依存症にならないこと。(自制、親の見守り、特に携帯)

9

### 3. ネット社会の7つの常識

1. **インターネットは自己責任の世界です**  
⇒(実社会) 自分の発言や行動には自分で責任を持つ
2. **すべての情報発信は謙虚な姿勢で**  
⇒(実社会) 自己中心的にならず、相手のことを思いやる謙虚さを持つ
3. **むやみに個人情報公開しない**  
⇒(実社会) 知らない人に自分のことや家族のことをむやみに話さない
4. **危険なサイトに近づかない、利用しない**  
⇒(実社会) 危険な場所には近づかない。暗いところは気をつける
5. **著作権・肖像権などを侵害しない**  
⇒(実社会) 他人のものを無断で使わない。人権や名誉を侵害しない。
6. **コンピュータウイルスへの対策を講じる**  
⇒(実社会) 自宅の防犯や災害対策を行ない、万一の備えもしておく
7. **ID、パスワードはしっかり管理**  
⇒(実社会) 家のカギやクレジットカードはなくさない。人に預けない

10

#### 3.1 常識その1 「自己責任」



**インターネットは  
自己責任の世界です**

日常生活・行動

**自分の発言や行動には  
自分で責任を持つ**



インターネットの世界は直接**相手の顔や姿が見えません**。  
また、書いてあることが**本当かどうか、わかりません**。  
ネット社会は現実であり、**悪意のある人も存在します**。  
そのため、社会経験が少なく、**善悪の判断や危険を察知する力が弱い子どもたちは、親がしっかり見守り、指導し、最悪の場合、親が責任をとる覚悟が必要です**。



11



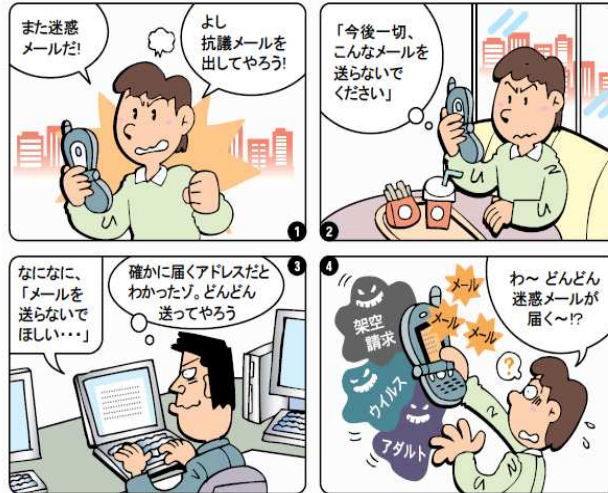
## 迷惑・誘惑？電子メールが毎日大量に届いて困る

### 迷惑メール

冊子 2 4 ページ

#### トラブル予防

1. メールアドレスを不用意に公開しない  
ex. 掲示板、会員サイト
2. 返信や転送は絶対にしない、居所がわかってしまう  
ex. 詐欺、ネットストーカー
3. 迷惑メールの拒否サービスを利用する



12

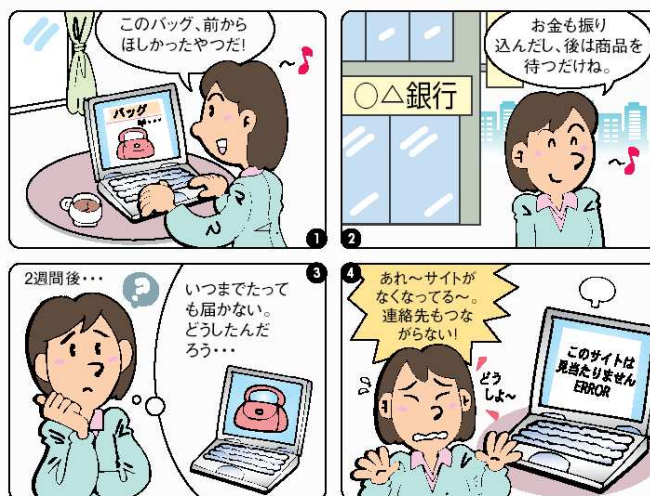
## お金を支払ったのに注文した商品が届かない

### ネットショッピング

冊子 3 4 ページ

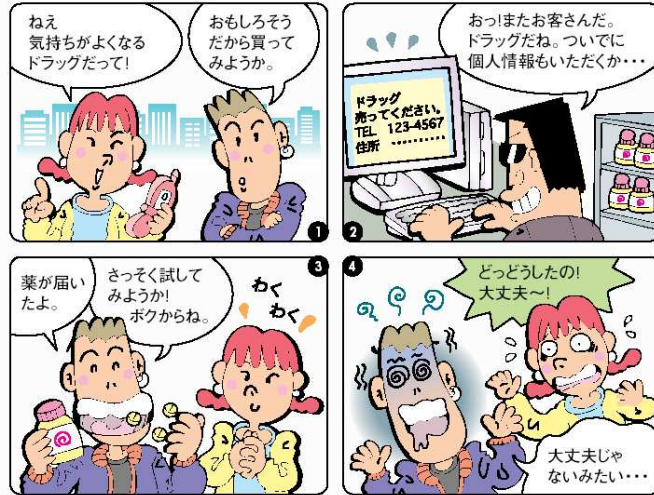
#### トラブル予防のポイント

- ◆小・中学生の間はネットショッピングはおうちの方と一緒に
- ◆前払いは避ける
- ◆注文画面を再確認し画面は保存する
- ◆ショッピングサイトの信頼度を確認する



13

# インターネットなら何を買っても大丈夫？



### トラブル予防のポイント

- ◆小・中学生の間は、オークションもおうちの方と一緒に
- ◆現実社会で違法なものや有害なものは、ネットでも買っ

## 3.2 常識その2「思いやりと謙虚さ」



**すべての情報発信は謙虚な姿勢で**

日常生活・行動



**自己中心的にならず、相手のことを思いやる謙虚さを持つ**

インターネットでは、やりとりする相手は感情を持った人間です。目の前の機械や画面ではありません。電子メールやホームページの文章、掲示板等での発言では、相手を傷つける過激な内容になっていないか、常識的な言葉遣いか、送信する前に必ず読み返してください。また、携帯電話を使う場合は時と場所、回りの環境を考えて、自己中心的な使い方にならないように。

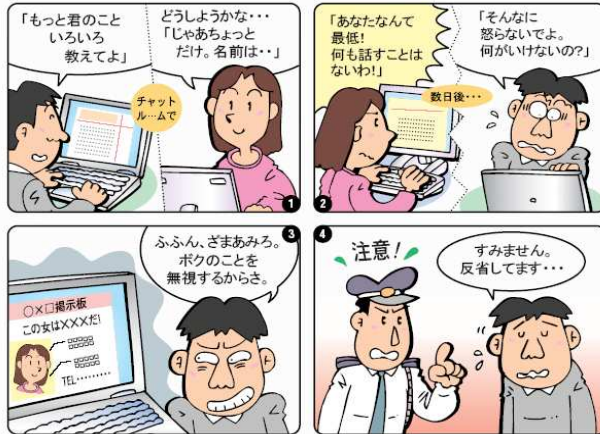




# 何気ない一言が 最悪のトラブルにつながる

掲示板、チャットでの  
誹謗中傷

冊子10ページ



## 誹謗・中傷

文字の暴力、犯罪の書き込みは罪に問われる。

- ・名誉毀損
- ・信用毀損
- ・威力業務妨害
- ・侮辱罪
- ・脅迫罪
- ・暴行罪きょうさの教唆

掲示板やメールで誹謗・中傷や個人情報を掲示された場合、「プロバイダ責任制限法」に基づきネット管理人に対して削除を依頼したり、内容が悪質な場合は名誉毀損や侮辱罪で警察に訴えたり、民事で損害賠償請求もできます。犯罪予告はその内容等によって威力業務妨害や脅迫罪になります。掲示内容は誹謗・中傷された証拠として必ず保存しておいてください。

16

## 問題

# 誰が何を間違えているかな？

オフ会の写真をのせました

投稿者

A子

投稿日 2005/11/25  
(Fri)13:55:28 No.1 RES



B子  
さん

この前は楽しかったね。  
みんなの写真を載せたので  
見てね♪

やめてください  
No.3

投稿者

B子

HOME 投稿日 2005/11/25(Fri)14:02:39

ひどい人ね！  
会った時はいい人と思っていたのに、勝手に載せるなんて。  
早く写真を消してください。

17

## 答え

# 2人とも間違えている所あり!

A子

みんなに  
確認した?

オフ会の写真をのせました 投稿者 A子

投稿日 2005/11/25  
(Fri)13:55:28 No.1 RES



この前は楽しかったね。  
みんなの写真を載せたので  
見てね♪♪

B子

いきなり、  
キツくない?

やめてください 投稿者 B子

HOME 投稿日 2005/11/25(Fri)14:02:39

ひどい人ね!  
会った時はいい人と思っていたのに、勝手に載せるなんて。  
早く写真を消してください。

18

## 相手を思いやることが大切

### □A子(ルールを知らなかった)

- 誰だかわかる写真なら、のせる前に写真に映っている人全員に聞こう。
- インターネットに写真をのせるのは、電信柱に写真をはるのと似ています。
- 他のページにコピーしたり悪用されたりする可能性もあります。  
載せるのがイヤな人がいるかもしれないし(オフ会参加がナイショとか)

### □B子(マナーを忘れていた)

- 時間を置いて慎重に書こう。
- けいじ板ではなくメールの方がよかったかもしれない。例えばこんな感じ。  
「オフ会楽しかったね。写真のせてくれたんだね。ありがとう。  
でも私は恥ずかしいから他の写真にしてくれないかな?  
それから他のみんなにも聞いた方がいいかもしれないよ。」

19

# 政府の取り組み(1) 文部科学省

## 文部科学省

Home > 政策関連情報 > 審議会情報 > 調査研究協力者会議等 > 子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議 > いじめ問題などに対する喫緊の提案について

### いじめ問題などに対する喫緊の提案について

平成18年12月4日

子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議

最近の子どもによるいじめ・暴力行為等問題行動については、大人社会の仕がみを反映していることが一因とも考えられます。子どもを守り育てるためには、何よりもまず、保護者や教員を見つめ直す必要があります。子どもは大人を見ながら成長し、見守っていく体制をつくっていく必要があります。

文部科学省では、平成18年11月21日にホームページ上に「いじめ問題などに対する喫緊の提案について」として、次のような提案をいけ

1. 子どもが様々な大人に相談できる場面をつくりましょう  
子どもは一人ひとりプライドを持っており、強い自己防衛の弱さを表すことが難しい場合もあります。したがって、安心して相談できる場面をつくる必要があります。  
学校では、教員や養護教諭などしっかりと子どもたちと接し、いじめを未然に防ぎます。その上で、小学校では「子どもからの相談」について、専門家にその役割を担ってもらい、必要に応じて

### 文部科学省

Home > 政策関連情報 > 審議会情報 > 調査研究協力者会議等 > 子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議 > いじめ問題などに対する喫緊の提案について

「お父さん！お母さん！お父さんのケータイ・ネットの利用は大丈夫ですか？」「ネット上のいじめ問題」に対する喫緊の提案について

平成18年12月27日  
文部科学省

「ネット上のいじめ問題」の解決に向けて、保護者の皆様方に対して、子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議から4つの提案として「呼びかけ」を行うことになりましたので、お知らせいたします。

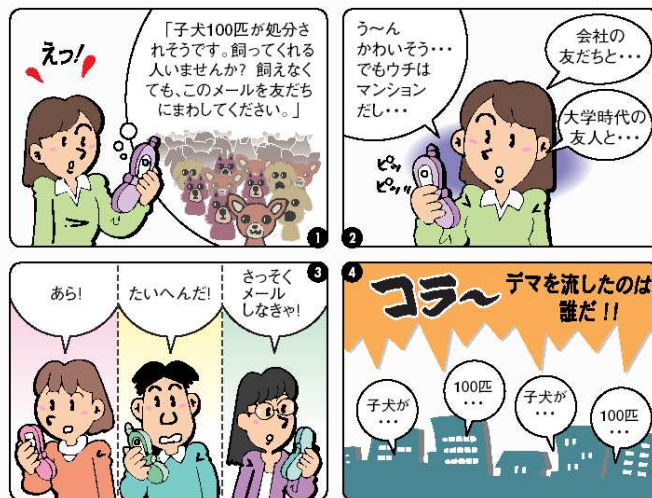
携帯電話のメールやインターネットを利用した、「ネット上のいじめ」が、子どもたちの間に急速に広がっております。こうした子どもたちを取り巻く環境の変化に伴う「新しい形のいじめ問題」への効果的に対応策の検討が急務であるという判断から、平成18年9月に、「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」を再開し、特に、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態の把握にできる限り努めるとともに、「ネット上のいじめ」の防止に向けての有効な取組について、検討を行ってまいりました。

このたび、現段階において緊急に取り組みすべき課題として、特に、保護者の皆様方に対して、4つの呼びかけを行います。

## チェーンメール

# 転送を促す電子メールにご用心！

冊子26ページ



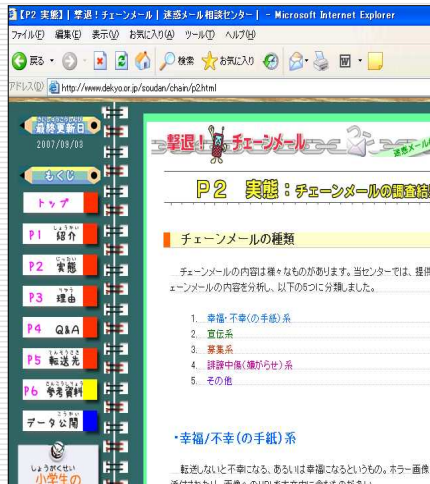
### 断固、ストップ！

1. 受け取った人が不快、不安になる迷惑行為  
ex. 「不幸や呪いの手紙」
2. 人の善意や好奇心を利用する卑劣な行為  
ex. 「幸福の手紙」「災害援助要請」
3. 身近な信頼できる人に相談する



## チェーンメールの実態

「迷惑メール相談センター情報」HPより:  
<http://www.dekya.or.jp/soudan/chain/index.html>



### ・宣伝系

不幸の手紙をベースにしたものに、広告宣伝のためのURLを含むもの。リンク先へ飛ぶと、チェーンメールの内容に絡んだホラー画像や、携帯の待ち受け画像などが表示され、同一画面に業者のHPへのリンクを一緒に表示させることで、公式サイトへ誘導する。出会い系やアダルト系サイトが多い。

#### 宣伝系の例：データ公開より抜粋

##### ◆最新裏絵文字

携帯メールで使用できる絵文字に非公式な「裏絵文字」があるというチェーンメール。転送することで絵文字がもらえるとされるが、実際は絵文字が増えることはない。

##### ◆心理テスト

心理テストのゲームと言って安心させ、文章を最後まで読むとチェーンメールといったものが多い。

##### ◆不幸系チェーンメールの書き換え

転送しないと不幸なことが起きるというチェーンメールを書き換えて、自サイトの宣伝メールにして送ったもの。チェーンメール内のURLアドレスは同じように見えても書き換えられる場合があるため、興味本位でアクセスすると危険なサイトにたどり着くことがある。

これらのリンク先である出会い系等のサイトにとって、チェーンメールを転送してしまう若年層は、利用者としてだけでなく、いわゆる「ワンクリック詐欺」としても格好なターゲットです。不用意にリンク先をクリックして、おもむけサイトにたどり着いたり、料金を請求されることなど、注意が必要です。

22

### 3.3 常識その3「個人情報大切に」



**むやみに個人情報  
を公開しない**

日常生活・行動

**知らない人に自分のこと  
や家族のことをむやみに話さない**



ネットショッピングやオークション、いろいろな会員制のサイトの利用などで、個人情報（氏名や住所、電話番号、メールアドレスなど）を問われることがあります。そのサイトの信頼性を確かめて、むやみに個人情報を書き込まないでください。掲示板やチャットなどでは不用意に、又は故意に個人情報を公開してはいけません。



23



## 個人情報が盗まれると、 どんなトラブルに遭う!?

### 個人情報の流出

冊子12ページ



#### 遭遇する恐れのあるトラブル

- 迷惑メール  
かくうせいきゅう
- 架空請求
- クレジットカード詐欺
- 誹謗中傷  
ひぼうちゅうじょう
- ネットストーカー
- 振り込み詐欺  
さぎ

注: マイホームページ、ブログ、掲示板、チャットでは個人情報を公開しない

24

## 怪しい請求メールは無視する勇気を!

冊子28ページ



#### トラブル予防のポイント

1. アダルトサイトや出会い系サイトを利用しない
2. 個人情報の流出に注意する
3. 架空請求の電子メールを見極め、返信しない

25

### 3.4 常識その4「ストップ！危険なサイト」



**危険なサイトに  
近づかない、利用  
しない**

日常生活・行動

**危険な場所には近づか  
ない。暗いところは避  
ける、気をつける**



アダルトや出会い系等の危険なサイトをきっかけに犯罪が起こつています。特に18歳未満の子どもは出会い系サイトの利用を法律により禁止されています。親は普段からネット関連の事件報道をチェックし、子どもが危険なサイトを利用しないように**予防措置し、注意喚起や指導する責任**があります。



26

### 楽しいはずの出会いが凶悪事件につながっている

出会い系サイトの危険



トラブル予防のポイント

1. 出会い系サイトの勧誘メールは見ないで即、削除！
2. 出会い系サイトは利用しない、利用させない
3. フィルタリングソフトや携帯電話会社のアクセス制限サービスを利用する

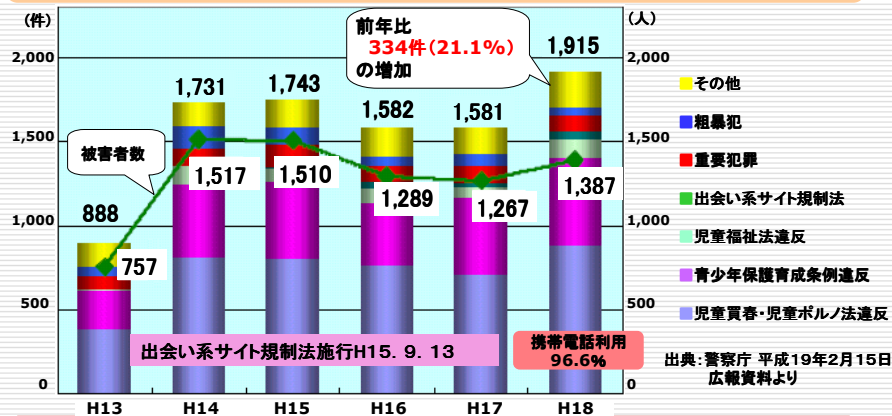
**契約者が未成年の場合、携帯電話のアクセス制限は、親権者から登録／解除の申込みができます！**

27



## 出会い系サイトに関係した事件(検挙数)

H18年被害者1,387人の内18歳未満が1,153人(83.1%)、その内女子児童が1,149人(99.7%)。出会い系サイト規制法不正誘引の検挙件数は47件(児童の検挙18件)



例えば、出会い系サイトを利用して児童が援助交際を持ちかけた場合、また大人が児童を誘った場合どちらも罰則の対象となる。なお保護者にも防止の責務あり(出会い系サイト規制法: 成人・児童を問わず一律で100万円以下の罰金)

28

## 「家庭でのネット放任主義！」 その1

■ 2004年度日本PTA全国協議会調査結果より(2004年11月10日~12月17日)  
「青少年とインターネット等に関する調査」【小5】【中2】各3,000人、保護者各3,000人

### ■ 調査結果(児童・生徒・保護者回答)

- ・携帯電話・PHSの保有率(全国平均)⇒【小5】11.8% 【中2】35.9%
- ・出会い系サイトや未承諾広告の受信経験 ⇒【中2】25.7%
- ・出会い系サイトを利用していることを親に全く話さない ⇒【中2】60.0%
- ・インターネット利用時に保護者は、「何もせず、自由にさせてくれる」  
⇒【小5】57.1% 【中2】83.8%
- ・フィルタリングソフトを知らない ⇒【小5の保護者】62.4% (前年 69.7%)  
【中2の保護者】62.4% (前年 70.3%)

※フィルタリングソフト: 違法・有害なサイトへのアクセス制限を行うソフトウェアのこと

調査結果の詳細 ⇒ <http://www.nippon-pta.or.jp/oshirase050520/1.pdf>

29

## フィルタリングで違法・有害情報をブロック！

- フィルタリングソフト(ブラックリスト、ホワイトリスト)
- インターネットプロバイダや携帯会社のフィルタリングサービス
- ウイルス対策ソフト内の有害サイトブロック機能



フィルタリングを使うと、情報を受け取る側で、有害なウェブページを表示させないようにすることができる。  
しかし、100%完全ではない。必ず、親による見守りと利用チェック(人間フィルタリング※)をかけること。

(財)インターネット協会 フィルタリング情報ページ  
<http://www.iajapan.org/filtering/>

※人間フィルタリング例：パソコンは居間に置く。履歴は消さない。時折声をかける。  
携帯は子どもの部屋に持ち込ませない。携帯電話の明細は必ずチェックする。

30

## 子どもを一人で夜の街へ行かせますか？

【フィルタリング(アクセス制限)の対象となる有害カテゴリ例】

- ・ **不法** (違法行為、麻薬・覚せい剤・脱法ドラッグ、違法ソフト、犯罪技術)
- ・ **言葉・表現** (人種・身体的な差別、軍事・テロ・過激派、武器・兵器、誹謗・中傷、自殺・家出、不適切又は下品な言葉、憎悪の言葉、反社会的行為や主張)
- ・ **アダルト** (性行為、ヌード画像、猥褻画像、児童ポルノ、性風俗アダルト検索・リンク集)
- ・ **暴力** (残虐、殺人、死体画像、残虐で過激な暴力、殺傷、悪口、争い)
- ・ **不正技術** (ハッキング、不正コード配布、匿名アクセス、プロキシ情報)
- ・ **ギャンブル・ゲーム** (ギャンブル一般、オンラインゲーム)
- ・ **出会い系** (出会い・異性紹介、モデル募集、性交等誘引、援助交際)
- ・ **グロテスク、オカルト** (狂信的・変質的な思想や表現、画像、映像)
- ・ **コミュニケーション** (ウェブチャット、掲示板、メルマガ、メル友サイト)
- ・ **成人嗜好** (娯楽誌、喫煙、飲酒、アルコール製品、水着・下着・フェチ画像、文章による性的表現、コスプレ)
- ・ **闇サイト** (殺人請負、復讐、脅迫、別離工作、違法購入)

⇒悪者は巧妙な手口で次から次へと欲望を刺激するダークな情報をネット上へ流します。

31

## 政府の取り組み(2) 総務省

報道資料



平成18年11月20日

### 有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)の普及促進に関する携帯電話事業者等への要請

総務省は、平成18年11月20日(月)、未成年者が使用する携帯電話における有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)の普及促進を図るため、携帯電話事業者3社(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社)及び社団法人電気通信事業者協会に対し、自主的取組を強化するよう要請しました。

#### 1 要請の背景

近年、未成年者がいわゆる出会い系サイトなどインターネット上の有害な情報にアクセスし、事件に巻き込まれるケースが多発しており、中でも、保護者の目が届きにくい携帯電話からのアクセスについては、未成年者を保護する観点から早急な対策が必要となっています。インターネット上の有害な情報への対応については、受信者側で情報の取捨選択を行うフィルタリングサービスを利用することが有効であると考えられますが、フィルタリングサービスの認知率は、未だに低水準にとどまっている状況にあります。このため、平成18年11月20日(月)、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的取組を強化するよう要請しました。

## 携帯インターネットのフィルタリング

設定方法、お申し込みは簡単です。お使いのケータイに合わせてお申し込みください。

※「有害サイトアクセス制限サービス」をご利用の場合、ご希望の一般サイトへのアクセスが制限される場合がありますのでご注意ください。

NTT DoCoMo	au by KDDI	SoftBank
<b>サービス名称</b> 「アクセス制限サービス」 ①「キッズ iモードフィルタ」 ②「iモードフィルタ」 ③「時間制限」	<b>サービス名称</b> 「EZ安心アクセスサービス」	<b>サービス名称</b> 「ウェブ利用制限」 「Yahoo!きっず」
<b>月額使用料</b> 無 料	<b>月額使用料</b> 151 (無料)	<b>月額使用料</b> 157 (無料)
<b>対応機種</b> iモード対応全機種	<b>対応機種</b> EZw	<b>対応機種</b> Yahoo!ケータイから
<b>申し込み方法</b> DoCoMo インフォメーションセンターへのお電話 【ドコモの携帯電話から】 所番なし <b>151</b> (無料) 【一般電話から】 <b>0120-800-000</b> (無料)	<b>申し込み方法</b> auお客様センターへのお電話 【auの携帯電話から】 所番なし <b>157</b> (無料) 【一般電話から】 <b>0077-7-111</b> (無料)	<b>申し込み方法</b> ソフトバンク お客様センターへのお電話 【ソフトバンクの携帯電話から】 所番なし <b>157</b> (無料) 【一般電話から】 <b>0088-21-2000</b> (無料)
<b>ドコモショップへのご来店</b> パソコンから 「My DoCoMo」 <a href="http://www.mydocomo.com/">http://www.mydocomo.com/</a>	<b>auショップへのご来店</b> パソコンから 「My KDDIページ」 <a href="http://my.kddi.com/top/">http://my.kddi.com/top/</a>	<b>ソフトバンクショップへのご来店</b> パソコンから <a href="http://www.softbank.jp/">http://www.softbank.jp/</a> → 「My SoftBank」
<b>iモードから</b> iメニュー → 料金とお申し込み設定 → 各種手続き(ドコモサイト)	<b>EZwebから</b> トップメニュー → auお客様センター → 申し込む/変更する	<b>Yahoo!ケータイから</b> メニューリスト → My SoftBank → 各種変更手続き

### 3.5 常識その5 「著作権・肖像権侵害」



**著作権・肖像権を  
侵害しない**

日常生活・行動

名誉や著作権、肖像権  
など人の権利を侵害し  
ない



他人が創作した文章や絵画、音楽、メールの文章などを許可なく勝手に公開することは**著作権侵害**になります。また、勝手に人物の写真を撮って、それをホームページに載せることは**肖像権の侵害**になります。書店などのおけるカメラケータイでの撮影は**デジタル万引き**と呼ばれ、社会問題になっています。

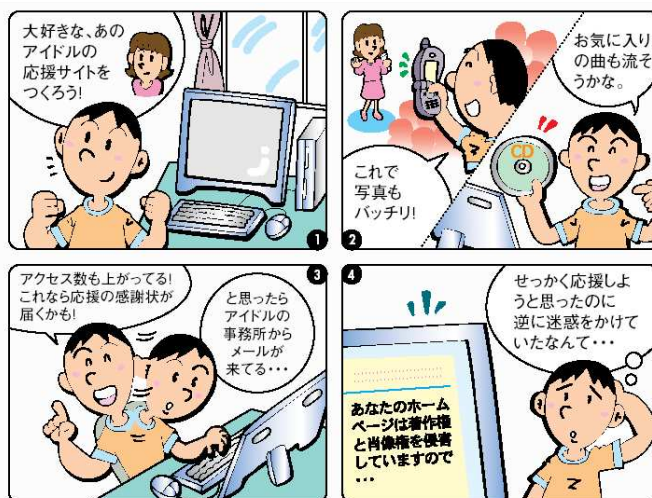


34

### アイドルの写真を サイトに載せるのは法律違反!?

著作権・肖像権侵害

冊子16ページ



トラブル予防

1. ホームページなどで、他人が創作したイラスト、写真などを載せている場合は削除してください
2. 無断で他人の写真を撮ったり、利用することはできません
3. ファイル交換ソフトを利用して他人の著作物を勝手に公開することは著作権侵害になります

35

### 3.6 常識その6「コンピュータウイルス対策」



**ウイルス対策！  
備えあれば、  
憂いなし**

日常生活・行動

自宅の防犯や災害対策を行い、万一の備えもしておく



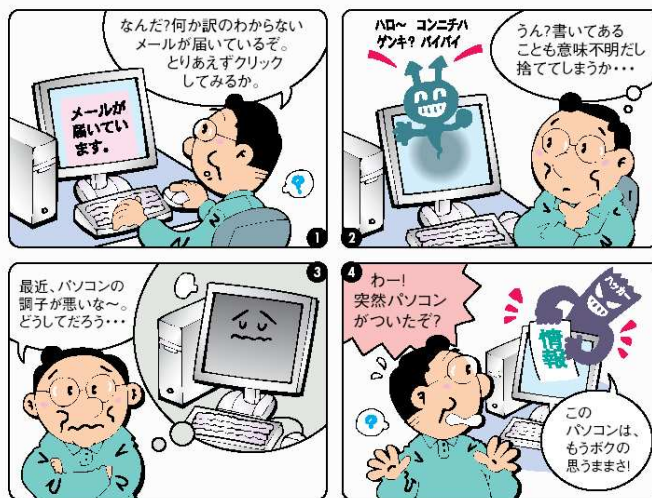
インターネットを楽しむ前には、必ずウイルス対策ソフトやプロバイダが提供するウイルス対策サービスを備えること。特にファイル交換ソフトを介してパソコンがウイルス感染し、個人情報などが流出する事件が続発しており、最近ではボットネットという遠隔で操作されるウイルスも発生している。



### 何もしていないのに パソコンが起動した! ?

#### コンピュータウイルス

冊子20ページ



注意したい電子メールの例

1. 添付ファイル付きメール
2. 覚えのない外国語メール
3. 送信者アドレスが

- 変なメール
4. 件名が空白／でたらめなメール
  5. 興味をそそられる件名のメール
  6. HTMLメール
  7. 大手企業などを装うメール(フィッシング詐欺)

### 3.7 常識その7 「ID、パスワードの管理」



**ID、パスワードは  
しっかり管理**

日常生活・行動

家の鍵やクレジットカードはなくさない。人に預けない。



インターネット利用時のID、パスワードは、厳重に管理してください。ましてや携帯やパソコンの貸し借りは友達でも絶対厳禁！ もし、他人に知られたら、あなたになりすまして迷惑メールを送られたり、不正な買物をされてしまうかもしれません。つまり、**被害者であると同時に加害者になってしまう。**



### 銀行などを装った偽のホームページに注意



トラブル予防のポイント

1. 不審な電子メールに返信しない
2. 個人情報を不用意に入力しない
3. 企業の窓口 напрямую 問い合わせしてみる
4. フィッシング110番へ通報する 警察庁、全国の都道府県警察本部のサイバー犯罪窓口



## 4. インターネット携帯電話の利点・欠点

### 利点…便利で面白い

- | 便利         | 面白い         |
|------------|-------------|
| ▶ 友達とつながる  | ▶ 発信や自己表現   |
| ▶ 友達を増やす   | ▶ 見知らぬ世界に侵入 |
| ▶ 素早い情報入手  | ▶ いろいろ遊べる   |
| ▶ いつでもどこでも | ▶ ファッション性   |
| ▶ サイフ代わり   |             |

### 欠点…危険な無駄遣い

(特に小・中学生には)

- ▶ 無駄話にはまる
- ▶ 無駄遣い (浪費、金銭の歪み)
- ▶ 危ない人に繋がる
- ▶ 犯罪に誘い込まれる (悪意の人・悪い場所)
- ▶ 中傷やいたずら
- ▶ 自己中心的行動になる
- ▶ 危険で違法な買い物

#### 携帯電話依存症

- ・・・持っていないと落ち着かない
- ・・・夜も電源を切れない、不安

出典 『考えよう！インターネット携帯電話の使い方』(P. 7 2004年10月 ねちずん村編集)

40

## 親と子どもの認識のズレ(携帯電話の保有動機)

### 子どもの認識

- 【小学生】
- 1位 : 塾や習い事が機会
  - 2位 : 保護者の薦め
  - 3位 : 保護者が働き始めた
- 【中学生】
- 1位 : **友達が使っている**
  - 2位 : 塾や習い事が機会
  - 3位 : **進学・進級祝い**
- 【高校生】
- 1位 : **友達が使っている**
  - 2位 : **進学・進級祝い**
  - 3位 : 塾や習い事が機会

年齢が上がれば楽しみに利用

### 保護者の認識

- 【小学生】
- 1位 : 子どもの居場所確認
  - 2位 : 緊急連絡用
  - 3位 : 家族コミュニケーション
- 【中学生】
- 1位 : 緊急連絡用
  - 2位 : 子どもの居場所確認
  - 3位 : 家族コミュニケーション
- 【高校生】
- 1位 : 緊急連絡用
  - 2位 : 子どもの居場所確認
  - 3位 : 家族コミュニケーション

家族の連絡手段と考えている

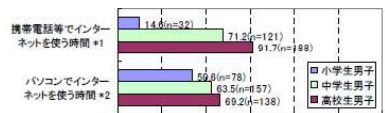
(出典 : NTTドコモ モバイル社会研究所調査)

41

## 勉強時間よりネット時間が長い？

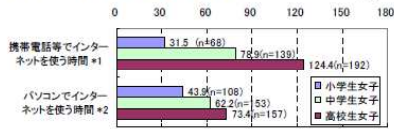
内閣府政策統括官「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」

図3 インターネットの1日平均利用時間(男子) (分)



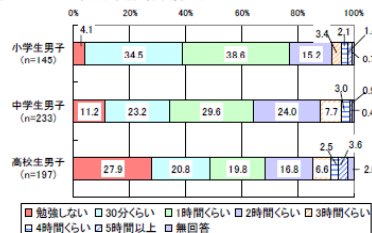
\*1携帯電話等の利用者のみへの質問  
\*2パソコンでインターネットを利用する人への質問

図4 インターネットの1日平均利用時間(女子) (分)



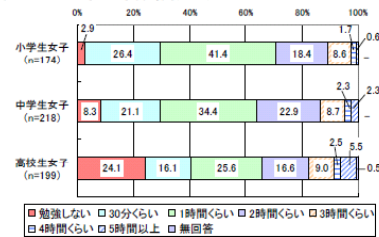
\*1携帯電話等の利用者のみへの質問  
\*2パソコンでインターネットを利用する人への質問

図5 1日の平均的な学習時間(男子)



(※)「携帯電話等」とは、携帯電話及びPHSをいう。以下同じ。

図6 1日の平均的な学習時間(女子)



42

## 実態：中学1～3年生が答えに困る？



ある日突然、身に覚えのないお金を請求するメールが届いたらどうする？



1. 仕方がないので、お金を支払う
2. 無視をする
3. 連絡をして、どういうことか確認する

43



## 「家庭でのネット放任主義」

■ 2005年度日本PTA全国協議会調査結果より(2005年11月21日～12月16日)  
「子どもとメディアに関する意識調査」【小5】【中2】各2,400人、保護者各2,400人

### ■ 調査結果(児童・生徒・保護者回答)

- ・インターネットに関する家庭内ルールは特に無い 【中2の親】48.0% 【中2】70.5%
- ・携帯電話に関する家庭内ルールは特に無い 【中2の親】38.3% 【中2】64.0%
- ・インターネットに関する保護者の関与 【中2の親】子どもの判断に任せている 34.9%  
【中2】全て自分で決めている 53.2%
- ・子どもがパソコンでしていること。第1位は、【小5】『ゲームをする』  
(自宅のパソコン80%が使っている) 【中2】『HPを見たり、調べたりする』

調査結果の詳細 ⇒ <http://www.nippon-pta.or.jp/oshirase060522/1.pdf>

44



## 我が家のルールを作ろう (ご参考)

1. **コンピュータもネットもみんなの持ち物。だから仲良く使おう。**  
⇒一台のパソコンなので、取り合いせずリビングに置いて一緒に使おう。
2. **コンピューターは電気製品。でも、おかしくなった時はすぐやめる。**  
⇒変な画面になったら「x」しよう。それでも駄目ならスイッチを切ろう。  
⇒動かなくなったら画面を書きとめてからスイッチを切って知らせる。
3. **アーティストにはお礼をしよう。**  
⇒音楽もソフトも、作者はこれで生活しています。著作物にはお金を払おう。
4. **知らないメールは絶対に開けない。**  
⇒読まない。開けない。間違っても開けた時はすぐに知らせよう。
5. **個人情報(書込み、写真掲載)は一度入力したら取り消せない。**  
⇒ネット上で勝手に自分の個人情報や家族や友人の個人情報を書き込まない。  
買い物は、必ず親と一緒にやろう。
6. **カメラ付きケータイは、著作権や肖像権侵害に注意して使おう。**  
⇒書店などで雑誌や商品などの写真を撮ったり、無断で他人の写真を撮らない。
7. **公共の場での携帯電話の使い方、マナーに気をつけよう。**  
⇒電車やバスの中では使わない。自転車に乗りながら使わない。

5

## 5. 安心インターネットライフを！！

- インターネット上での行動は、日常生活での行動と同じです。
  - インターネットを安心・安全に使うには、私たちが日常、人との付き合いの中で身につけている危険を察知して避けたり、他人を思いやる言葉使いや勇気ある行動がそのまま当てはまります。
- お互い同士や子どもたちとよく話し合ってください。
  - インターネットという道具は本来何のために使うか、危険はどこに潜んでいるのか、我が家のルールは何にしようかなどよく話し合ってネット利用に関する家庭・社会のルールを必ず作ってください。特に家庭のルール作りは親子で対話する良い機会になります。
- 正しく使えば、インターネットは怖くない！
  - インターネットは危ない、怖いとだけは思わないでください。「ネット社会の7つの常識」を守って、それでも万一困ったこと、嫌なことがあったら、まずは身近な方（お子様・先生・保護者・地域の皆様）に相談してみてください。

ご清聴、ありがとうございました。

46

## 【参考】もしも困ったら・・・お役立ちサイト一覧

- 【ネットトラブル事例&相談窓口】
  - ☆独立行政法人国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>
  - ☆全国の消費生活センター一覧 <http://www.kokusen.go.jp/map/>
  - ☆インターネットホットライン連絡協議会 <http://www.iajapan.org/hotline/>
  - ☆インターネットホットラインセンター(違法・有害情報の通報受付) <http://www.internethotline.jp/>
  - ☆警察庁 サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/>
  - ☆インターネット安全・安心相談(警察庁) <http://www.cybersafety.go.jp/>
  - ☆@police (警察庁セキュリティポータルサイト) <http://www.cyberpolice.go.jp/>
  - ☆都道府県警本部のサイバー犯罪窓口一覧(警察庁) <http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>
  - ☆電気通信サービスに関する相談窓口(総務省 電気通信消費者相談センター) [http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/top/madoguchi/tushin\\_madoguchi.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/madoguchi/tushin_madoguchi.html)
- 【迷惑メール相談窓口】
  - ☆迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会) <http://www.dekyo.or.jp/soudan/top.htm>
  - ☆撃退！チェーンメール (上記の迷惑メール相談センター内サイト) <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/topchain.html>
- 【ネットショッピング、ネットオークションのネットトラブル事例&相談窓口】
  - ☆通販110番((社)日本通信販売協会) <http://www.jadma.org/>
- 【著作権の取り扱い】
  - ☆(社)著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>
- 【フィルタリング(有害サイトブロック機能)】
  - ☆フィルタリング情報ページ((財)インターネット協会) <http://www.iajapan.org/filtering/>
- 【情報モラルと青少年育成関連ポータルサイト事例】
  - ☆ネット社会と子どもたち協議会HP ⇒ <http://net-society.org/index.html>

47